

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業

傾斜修繕加算あり

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

申請期限（令和8年2月27日）までに申し込みがあった工事のうち、完了が令和8年度となるものも支援を受けられるよう、実績報告期限が令和8年12月25日まで延長になりました。

補助金の概要

対象の住宅

罹災証明書を受けた、市内の戸建住宅や共同住宅など
ただし、借家や賃貸住戸、店舗などの事業専用部分は除きます。

対象者

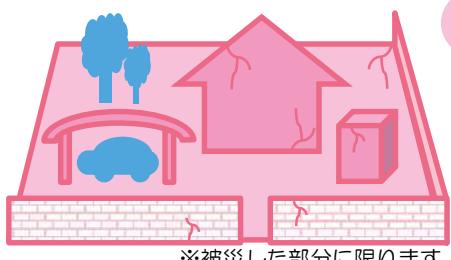
- (1) 罹災証明書を受けた世帯主又は世帯構成員
- (2) 罹災した住宅に発災時に居住していた者
- (3) 修繕後もその住宅に住み続ける者

申請者になる人

戸建住宅：世帯主または世帯構成員

共同住宅：個人の住戸内を修繕する場合は、世帯主または世帯構成員
マンションの共用部を修繕する場合は、管理組合の理事長

対象工事



対象 住宅や敷地環境の修繕工事
(被災者住宅応急修理制度の自己負担分、
舗装、カーポート、物置もOK)

対象外 家具家電、車両、植栽工事
元々なかったものを新設する工事
他の補助金と重複する工事部分 など
(消費税相当分は自己負担となります)

補助金額

被害の程度	補助上限額		補助率	申請回数	二世帯住宅の場合 生活スペースが分離していれば 世帯ごとに申請OK
		傾斜修繕加算			
全壊	100万円	+50万円	10 — 10	2回 まで	長屋の場合 住戸ごとに申請OK
大規模半壊	100万円	+50万円			
中規模半壊	50万円	+50万円			
半壊	50万円	+50万円			
準半壊	30万円				※住宅に被害がなく、車庫や外構 のみの被害の場合は支援の対象に なりません。
一部損壊	10万円			1回	

工事に着手済、工事中、完了済に関わらず補助の対象となります。申請時点で工事代金支払い前の場合、補助金は工事業者へ振り込まれます。工事費（前払金等含む）を支払い済の場合は申請者本人へ振り込まれます。

問合せ窓口

一部損壊専用サポートダイヤル
025-226-5680 (直通)

受付時間：9時～17時（土日祝除く）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

ホームページ
はこちら



1. 補助金交付までの手続きの流れ

スタート 申請時点で工事業者に工事代金を・・・

支払い前の方

補助金交付申請の提出

必要な書類を添付し、窓口へ提出
令和8年2月27日（金）までに

内容の審査

申請書類が揃ってから2週間程度
※申請状況により、2週間以上かかることがありますのでご了承ください。

補助金の交付決定

審査のうえ支障がない場合は、
補助金の交付決定通知書を送付します。

実績提出までに工事完了

実績報告書の提出

完了後、必要な書類を添付し、
令和8年12月25日（金）までに
実績報告書を窓口へ提出

内容の審査

報告書類が揃ってから2週間程度
※状況により、2週間以上かかることがありますのでご了承ください。

交付額の確定

審査のうえ支障がない場合は、
補助金確定通知書を送付します。

補助金の振込

工事業者に振り込みます。

報告書の提出から2ヶ月程度

支払い済の方

※申請時点で工事費（前払金等）を支払い済の工事については、申請兼実績報告の手続きとなります。

申請兼実績提出までに工事完了

申請兼実績報告書の提出

完了後、必要な書類を添付し、
令和8年3月31日（火）までに
実績報告書を窓口へ提出

内容の審査

報告書類が揃ってから2週間程度
※状況により、2週間以上かかることがありますのでご了承ください。

交付額の確定

審査のうえ支障がない場合は、
補助金確定通知書を送付します。

補助金の振込

申請者本人に振り込みます。

報告書の提出から2ヶ月程度

申請期限（令和8年2月27日）までに申し込みがあった工事のうち、完了が令和8年度となるものも支援を受けられるよう、実績報告期限が令和8年12月25日まで延長になりました。

- 市から施工者に補助金分の工事代金を振り込みます。
申請した工事の代金は一連の手続きが終わるまでご自身で支払わないようご注意ください。
- 工事着手済、工事中、工事完了のどの段階でも工事費を支払っていないければ申請できます。

補助金分の支払いが報告書を提出してから2ヶ月程度後でも差し支えないか工事業者へご確認ください。

2. 申請の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- (1) 市内に現存する戸建て住宅（店舗等併用住宅も含む）、長屋、共同住宅など
- (2) 専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- (3) 賃貸住宅ではない

※長屋の場合

それぞれの住戸を1の住宅と見なします。

二世帯住宅の場合

生活スペースが分離しているもの（分離二世帯）は世帯ごとに申請OK
それぞれ1の住宅と見なします。ただし、施工箇所を振り分けてください。

② 対象となる者 下記の全てに該当する者

- (1) 罹災証明書を受けた世帯主又は世帯構成員。
- (2) 罹災した住宅に発災時に居住していた者
- (3) 修繕後もその住宅に住み続ける者

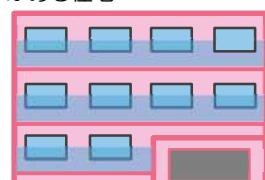
【長屋】

住戸ごとが区分けされ、
共用部分がない住宅



【共同住宅】

共用部分（廊下・エントランス）
がある住宅



※ 共同住宅の共用部を修繕する場合は、管理組合の理事長が申請者となること。

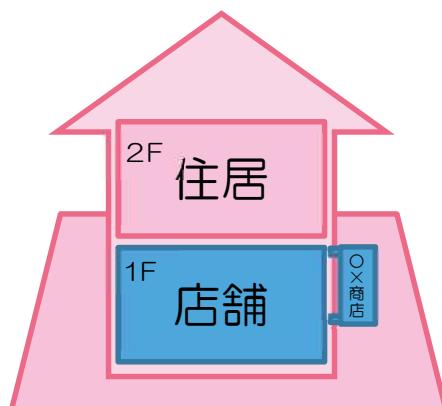
対象住宅と申請者まとめ

住宅の種類 者の要件		戸建 住宅	共同 住宅	長屋	分離 二世帯	併用 住宅
住んで いる	所有者	○	専用部：個人で申請○ 共用部：管理組合が まとめて申請○	○ 住戸ごと に申請	○ 世帯ごと に申請	○
	所有者 以外	○	専用部：個人で申請○ 共用部：管理組合が まとめて申請○	○ 住戸ごと に申請	○ 世帯ごと に申請	○
	賃貸 契約	×	×	×	×	×
住んで いない	所有者	×	×	×	×	×
	所有者以外	×	×	×	×	×

※親族等が所有する住宅に賃貸借契約によらず居住している者等

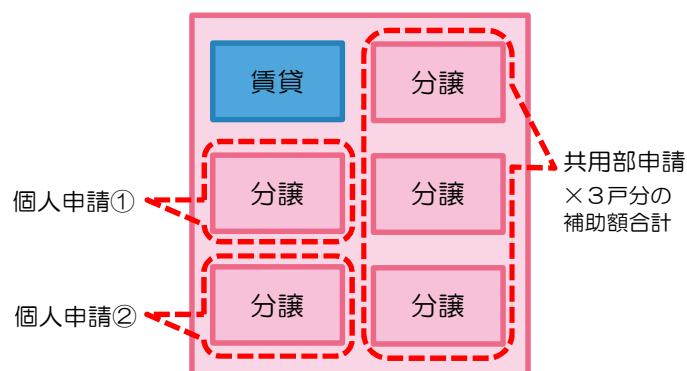
【店舗併用住宅の場合】

- 対象○：住居部分、躯体、外装、敷地環境
対象×：店舗内装、看板などの事業専用部分



【共同住宅の場合】※賃貸の住戸は対象外

- 住戸内部分：個人申請
共用部分：個人申請者以外の人を
取りまとめて管理組合が申請



3. 補助金額、対象工事の要件

補助金額と申請回数の上限

- 罹災証明書に記載の「損害の程度」に応じて補助上限額が決まります。
- 被害の程度が半壊以上で、住宅の床の傾斜修繕及びそれに付隨する工事を実施する場合は、
その費用について補助上限額の加算があります（傾斜修繕加算：50万円まで）。[計算の仕方 p.29 参照](#)
- 一部損壊の場合は1つの罹災証明書につき1回まで、
それ以上の被害があった場合は2回まで申請できます。
- 1回目申請の交付決定を受けてから2回目を申請してください。
- 1回の申請で補助上限額に達した場合、2回目の申請はできません。
- 消費税相当分と補助対象としなかった工事代金はご自身で施工者へお支払いください。

損害の程度	補助上限額		申請回数の上限
	傾斜修繕加算		
全壊	100万円	+ 50万円	
大規模半壊	100万円	+ 50万円	
中規模半壊	50万円	+ 50万円	
半壊	50万円	+ 50万円	
準半壊	30万円		
一部損壊	10万円		1回

共同住宅の場合 専有部を修繕 ⇒ 個人で申請
共用部を修繕 ⇒ 個人申請以外の人数分の補助額を合算し管理組合が申請

補助対象となる工事

※補助の対象外となる工事費は含まれません。

- 被災した住宅及び **その住宅の敷地環境** の **修繕工事** → 被災した部分を修理する工事
→ 住宅の敷地内における住宅以外の部分

- 傾斜修繕加算の対象は、住宅の床の傾斜修繕及びこれに付隨する工事

【対象となる工事、ならない工事の例】

○ 対象	× 対象外
床や基礎の傾き補正（傾斜修繕加算の対象）	土地の購入に係るもの
屋根の葺き替え、外壁の張り替え、塗装など	仮住まい用住居に係るもの
基礎の補修など	家具、家財、電化製品（冷蔵庫、壁掛けエアコン等）、暖房器具、照明器具などの備品に係るもの
間取りの変更、間仕切り壁の変更など	電話、インターネット、TVアンテナの設置など
内装（床・壁・天井など）の張り替え、塗装など	併用住宅の業務専用部分（店舗、事務所等の内装等）に係るもの
外部建具改修（窓・ガラス・玄関ドアの交換など）	発災時に存在しない建築物や工作物の新設に係るもの（車庫や物置の増設など）
屋内のドア・建具の交換など	植栽工事に係るもの
浴室、台所、便所等の水廻り改修、	他の助成事業の補助金を受けている又は受ける予定の部分
給湯器、浄化槽の入れ替え	太陽光発電システム、ペレットストーブの新設
敷地内の給排水・ガス・電気の配管配線 (浄化槽から下水道への接続含む)	ハウスクリーニングなど（工事ではないもの）
耐震補強・改修	自分で自分の家を修理するもの（DIY）
車庫や物置の修繕、建替え、撤去	工事発注しないで行ったもの
樹木の伐採	申請者が自らに注文して行う工事
液状化した地盤の改良	

※上記以外で判断に困るものは個別にご相談ください。

4. 申請に必要な書類

工事代金を支払い前の方

★申請に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、必要に応じコピーを取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

必要な書類	
1	<p>補助金交付申請書 p.9 参照</p> <ul style="list-style-type: none">交付決定後に工事内容が変更となり、<u>工事費が減額された場合、補助金額は減額</u>となります。また、<u>工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。</u>代理受領する工事業者が複数いる場合はその数の分だけ紙を追加して作成してください。
2	<p>工事見積書の内訳証明書 p.11 参照</p> <ul style="list-style-type: none">工事業者が金額の内訳を証明する書類です。工事業者と内容をよく打合せをして記入してください。工事業者が複数いる場合は、その数の分だけ紙を追加して作成してください。
3	<p>罹災証明書のコピー p.27 参照</p> <ul style="list-style-type: none">罹災原因が「令和6年1月1日の令和6年能登半島地震」であるもの市長印が押してあるもの
4	<p>対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.13 参照</p> <ul style="list-style-type: none">居住の用に供されていることが確認できること併用住宅の場合は、その様子が確認できること低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。
5	<p>対象工事の施工前写真（被害状況が分かるもの、カラー写真） p.25 参照</p> <ul style="list-style-type: none">申請した工事箇所は全て撮影してください。用意できない場合は、追加資料を求めます。p.25 参照
該当者 のみ	<p>罹災証明書の世帯主と申請者が違う場合のみ</p> <p>住民票の写し（コピー可）</p> <ul style="list-style-type: none">罹災証明書の世帯主と申請者が同一世帯であることを確認します。 <p><u>※世帯員全員の情報が入った住民票を取得してください。</u></p>
	<p>参考) 住民票の写しの取得について</p> <p>【発行窓口】中央区役所（窓口サービス課）、各区役所（区民窓口係）、出張所、連絡所、行政サービスコーナーの窓口（居住区でなくても取得できます）</p> <p>【発行手数料】通常 1部 300円</p> <p>※発行手数料が無料になる場合があります。詳しくは各発行窓口までお問い合わせください。</p>
該当者 のみ	<p>その他市長が必要と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none">対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

5. 実績報告に必要な書類

工事代金を支払い前の方

★申請に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、必要に応じコピーをお取りください。

★記入例・写真撮影例・領収書記入例を参考に作成してください。

★申請毎に実績報告書の提出が必要です。

(実績報告を複数回に分けること、2回の申請を1つの実績報告にまとめることはできません)

必要な書類	
1	実績報告書 p.15 参照 【様式第6号】 • 交付決定後に工事内容が変更となり、 <u>工事費が減額された場合、補助金額は減額</u> となりますが、 <u>工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません</u> 。
2	工事費内訳証明書 p.17 参照 【様式第6号の2】 • 工事が完了して確定した工事代金を記入してください。 申請時点から変更がなくても提出が必要です。 • 工事業者が金額の内訳を証明する書類です。工事業者と内容をよく打合せをして記入してください。 • 工事業者が複数いる場合は、その数の分だけ紙を追加して作成してください。
3	対象工事の施工前写真（被害状況が分かるもの、カラー写真） p.25 参照 • 申請時に提出したものから変更がなくてももう一度提出してください。 • 撮影時の注意点は申請時書類を参照
4	対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） p.26 参照 • 工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること • 申請した箇所は全て撮影すること。 • 工事前写真とできるだけ同じアングルで撮影すること
5	傾斜修繕工事をしている最中の工事中写真（カラー） 傾斜修繕工事を行った場合のみ
6	工事の請求書のコピー p.23 参照 • 発注者（＝申請者）に対して発行された請求書であること • 発行者の名称、所在地の記入があること • 請求内訳で、対象工事に係る請求書であることが確認できること <u>※申請時に提出した「工事見積書の内訳証明書」に記載の補助対象経費に税額を加えた額以上であること</u> （請求書が複数枚に及ぶ場合はその合計額）
7	交付決定通知書のコピー • 今回報告する実績報告書に紐づく、市からの補助金交付決定通知書であること
該当者のみ	変更の内容が確認できる書類 • 内容を修正した申請書や工事費内訳証明書 • 工事内容が変更となり、 <u>工事費が減額された場合、補助金額は減額</u> となりますが、 <u>工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません</u> 。
該当者のみ	その他市長が必要と認める書類 • 対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

○補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じた場合でも、変更の手続きは不要ですが、変更部分を補助対象とするには、変更部分の工事前写真も必要となります。

変更部分の工事前写真を撮り忘れてしまった場合は、追加資料を求めることがあります。

変更が生じた場合は変更部分の撮り忘れが無いよう、確実に工事前写真を撮影してください。

○交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。

6. 申請 兼 実績に必要な書類

工事代金を支払い済の方

★申請に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、必要に応じ**コピー**をお取りください。

★記入例・写真撮影例・領収書記入例を参考に作成してください。

必要な書類	
1	補助金交付申請書兼実績報告書 p.19 参照 【様式第2号】
2	工事費内訳証明書 p.21 参照 【様式第2号の2】 <ul style="list-style-type: none"> 工事業者が金額の内訳を証明する書類です。工事業者と内容をよく打合せをして記入してください。 工事業者が複数いる場合は、その数の分だけ紙を追加して作成してください。
3	罹災証明書のコピー p.27 参照 <ul style="list-style-type: none"> 罹災原因が「令和6年1月1日の令和6年能登半島地震」であるもの 市長印が押してあるもの
4	対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.13 参照 <ul style="list-style-type: none"> 居住の用に供されていることが確認できること 併用住宅の場合は、その様子が確認できること 低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。
5	対象工事の施工前写真（被害状況が分かるもの） p.25 参照 <ul style="list-style-type: none"> 申請した工事箇所は全て撮影してください。 低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は撮りなおしてください。 用意できない場合は、追加資料を求めます。 p.25 参照
6	対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） p.26 参照 <ul style="list-style-type: none"> 工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること 申請した箇所は全て撮影すること。 工事前写真とできるだけ同じアングルで撮影すること ※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。
7	傾斜修繕工事をしている最中の工事中写真（カラー） 傾斜修繕工事を行った場合のみ
8	工事の領収書のコピー p.23 参照 <ul style="list-style-type: none"> 発注者（＝申請者）に対して発行された領収書であること 発行者の名称、所在地の記入があること ただし書きで、対象工事に係る領収書であることが確認できること ※「工事費内訳証明書」に記載の補助対象経費に税額を加えた額以上であること （領収書が複数枚に及ぶ場合はその合計額）
9	申請者の口座情報がわかるもの（口座通帳のコピーなど） <ul style="list-style-type: none"> 市から申請者へ補助金を支払うための、振込先の口座情報が確認できること
該当者 のみ	住民票の写し（コピー可） 罹災証明書の世帯主と申請者が違う場合のみ <ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の世帯主と申請者が同一世帯であることを確認します。 ※世帯員全員の情報が入った住民票を取得してください。 取得方法は p.4 を参照
該当者 のみ	その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

7. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併用について

- ・本事業による補助金は、**他の補助制度と重複して受けすることはできません**（国・県の応急修理制度は併用可）。
ただし、**補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能**な場合があります。

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることができます。

●その他

- ・地震に便乗した悪質商法にご注意ください。
おかしいと思ったら消費生活センターに相談しましょう（相談専用電話 025-211-2370）。
- ・市で特定の工事業者を紹介・あっ旋したり、リフォーム工事の標準価格を示したりすることはできません。
- ・消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。

各種様式の記載方法



- 補助金交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9,10
- 工事見積書の内訳証明書・・・・・・・・・・・・ p.11,12
- ● 全景写真の撮影例・・・・・・・・・・・・ p.13,14
- 実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・ p.15,16
- 工事費内訳証明書・・・・・・・・・・・・ p.17,18
- ● 申請書兼実績報告書・・・・・・・・・・・・ p.19,20
- ● 工事費内訳証明書・・・・・・・・・・・・ p.21,22
- ● 領収書の参考例・・・・・・・・・・・・ p.23,24
- 請求書の参考例・・・・・・・・・・・・ p.23,24
- ● 工事前写真撮影時の注意点・・・・・・・・ p.25
- ● 工事前写真がない場合の措置・・・・・・・・ p.25
- ● 工事後写真撮影時の注意点・・・・・・・・ p.26
- ● 追加写真の例・・・・・・・・・・・・ p.26
- ● 罹災証明書の見本・・・・・・・・・・・・ p.27
- ● 口座情報の書き方・・・・・・・・・・・・ p.28

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第1号（第3条関係）

1 申請日 令和6年●月●日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業
補助金交付申請書

新潟市長 中原 八一 様

3 傾斜修繕加算 ※半壊～全壊のみ	(申請者) 2	現住所(建物名、号室) ※避難している人は避難先 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010
4 申請回数 1回目		ふりがな 氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名 にいがた たろう 新潟 太郎
		電話番号 ※日中連絡のつく番号 025-226-2880

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書兼実績報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

5 署名 6 世帯主住所 7 世帯主氏名 8 住家の被害の程度 9 被災物件種別	罹災番号 12345678		
	□ 現住所と同じ □ 申請者と同じ □ 一部損壊 □ 専用住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所以外 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と異なる → 世帯主氏名（新潟 一郎） □ 準半壊 □ 併用住宅（店舗、事務所などを併設）	新潟市西区寺尾東xxx-xxx
	□ 共同住宅	□ 専用部：個人申請 □ 共用部：合算申請（申請戸数 戸）	
	□ 本補助事業により修理し住み続ける予定です。 □ 本住宅は賃貸住宅ではありません。 □ 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。 □ 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。		
6 住宅の建て方 7 補助対象要件に関する確認 8 確認事項 9 代理受領の確認	□ 戸建住宅 □ 共同住宅 □ 本補助事業により修理し住み続ける予定です。 □ 本住宅は賃貸住宅ではありません。 □ 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。 □ 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。 □ 私の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 □ 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。 □ 本補助金交付要綱の取扱要領第9条の規定により、補助金の受領は対象工事の施工者に委任する予定です。 □ 工事に要した費用から対象工事の施工者の工事費を差し引いた額を別添「工事見積書の内訳証明書」記載の対象工事の施工者に支払います。	□ 長屋 □ 多世帯住宅（生活スペースが分離しているもの） → □ 専用部：個人申請 □ 共用部：合算申請（申請戸数 戸） □ 本補助事業により修理し住み続ける予定です。 □ 本住宅は賃貸住宅ではありません。 □ 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。 □ 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。 □ 私の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 □ 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。 □ 本補助金交付要綱の取扱要領第9条の規定により、補助金の受領は対象工事の施工者に委任する予定です。 □ 工事に要した費用から対象工事の施工者の工事費を差し引いた額を別添「工事見積書の内訳証明書」記載の対象工事の施工者に支払います。	10 11 100,000円 交付決定済額 ※1回目 うち傾斜修繕加算分 1円 は0円 0円 施工者数 11 (1)社

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

12 所在地 会社名 担当者名	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602-1 株式会社フル工務店 花野 古町	電話番号 090-1234-5678
-----------------------	---	-----------------------

1	申請書の提出日を記入してください。
2	<p>申請者（補助金の交付決定を受けた者）の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。</p> <p>現住所 <u>避難している方は避難先の住所を記入してください。</u> 交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。</p> <p>氏名 個人申請の場合は、原則、罹災証明書に記載の世帯主としてください（罹災証明書はp27 参照）。世帯主でない場合は、同一世帯員であることが確認できる書類（住民票の写しなど）を提出してください。また、共同住宅の共用部分を修繕する場合は、管理組合の理事長を申請者としてください。</p> <p>電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。</p>
3	一部損壊の場合は□ は不要です。
4	一部損壊の場合は1回目と記入してください。
5	<p>本冊子p27 を参考に、罹災証明書に記載の事項を転記してください。</p> <p>※事業専用部分（店舗、事務所）に係る工事は補助対象外です。</p>
6	<p>修繕を行う住宅の建て方を記入してください。</p> <p>共同住宅に□ の場合は、個人申請（専用部修繕のみ）または合算申請（共用部修繕のみ）のいずれかに□ をして、合算申請の場合は申請戸数合計も記入してください。</p>
7	補助要件及び確認事項を確認の上、□ をつけてください。
8	<p>工事代金を支払い前の申請の場合は代理受領となります。確認の上、□ をつけてください。</p> <p>支払い前手続きを選択した方は、市から施工者に工事代金を代理で支払います（代理受領）。</p> <p>支払方法について施工者とよく相談するとともにご自身で工事代金を支払わないよう注意してください。</p>
9	<p>次頁の内訳証明書に記載の「補助金額」について「補助金申請額 F」を書き写してください。</p> <p>一部損壊の場合、「うち傾斜修繕加算分 f」には記載不要です。</p> <p>※交付決定後に工事内容が変更となり、工事費が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。</p>
10	一部損壊の場合：0円 と記入してください。
11	工事の施工者数を記載してください。複数者の場合は、内訳証明書が施工者数分必要です。
12	<p>手続きを代行者に委任する場合は記入してください。</p> <p>※不備があった場合すみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。</p> <p>一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。</p>

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第1号の2（第3条関係）

工事見積書の内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

1

傾斜修繕加算
□
※半壊～全壊のみ

2

〒951-8550

新潟市中央区学校通一番町 602-1

会社名 株式会社ルフル工務店

代表者名 代表取締役 笹 団五郎 (担当者 花野)

電話番号 025-228-1000

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外
経費

- ・家具や家電製品等の動産に係る費用
- ・発災日以前に着手した工事に係る費用
- ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用

工
期

3 令和 6 年 3 月 1 日から
令和 6 年 6 月 1 日まで

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	52,900 円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	50,000 円
9. その他 ()	円
合計(a)	5 102,900 円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	6 102,000 円

受付窓口記入欄

7

B	<input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 10万円 <input type="checkbox"/> 準半壊 30万円 <input type="checkbox"/> 半壊 50万円 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 50万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 100万円 <input type="checkbox"/> 全壊 100万円] + □ 傾斜修繕 加算 50万円 ※半壊～全壊のみ	B 10万円 - 傾斜修繕加算 b1 _____ - 万円 様助金の上限額 b2 10万円 ▶ 共同住宅の共用部（合算申請）の場合は、 傾斜修繕加算：「50万円×戸数」 様助金の上限額：「様助金の上限額×戸数」
C	交付決定済額 C 0円 うち傾斜修繕加算分 c1 0円 C - c1 = c2 0円 ※（申請1回目は0円）	申請可能残額 D 100,000円 ← (B-C) 傾斜修繕加算残額 d1 0円 ← (b1-c1) d2 100,000円 ← (b2-c2)
E	全施工者の A の合算 E 102,000円 うち「1.傾斜修繕」の額 e1 _____ - 円 ← 千円未満を切り捨て うち 傾斜修繕以外の額 e2 102,000円 (=E-e1)	
F	様助金申請額 F 100,000円 うち傾斜修繕加算分 f _____ - 円	((e2とd2のいずれか小さい額) + f) (d1とe1のいずれか小さい額)

共通	工事を行う施工者が記入する用紙です。施工者の分だけ本用紙を作成してください。
1	施工者の情報を記入してください。
2	一部損壊の場合は <input checked="" type="checkbox"/> は不要です。
3	工事着手日と完了日を記載してください。 着手後でも申請は可能ですが、 令和6年1月1日以降に着手したものが対象 です。 ※工事前の場合は予定工期を記載してください。
4	修繕工事の金額（ 税抜 ）を、それぞれの工事内容ごとに記載してください。 該当する項目がない場合は、「9. その他」欄に具体的な工事内容を記載してください。 ※対象外となる経費が含まれていないか、よく確認してください。 （手引きp 3参照）
5	④の合計額を記載してください。
6	⑤で記載した合計額の千円未満を切り捨てた額を記載してください。
7	窓口で記入する欄です。施工者の方は記入不要です。



- 写真は対象物が明確に確認できるものとしてください。
- A4の紙に印刷したものを基本としてください。
- 写真の大きさはL判程度としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ずカラーで撮影・提出してください。

※住宅であること、または併用住宅であることを確認するためのものです。

※申請書に添付する全景写真は1枚で結構です。

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第6号（第8条関係）

1

報告日 令和6年●月●日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 実績報告書

新潟市長 中原 八一 様

2 (申請者)

現住所（建物名、号室） ※避難している人は避難先	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010
ふりがな 氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名	にいがた たろう 新潟 太郎
電話番号 ※日中連絡のつく番号	025-226-2880
傾斜修繕加算 <input type="checkbox"/> ※半壊～全壊のみ	

3

傾斜修繕加算

※半壊～全壊のみ

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。

なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

4

罹災番号 12345678

5

交付決定番号 第 ●●● 号

6

交付決定額 100,000 円（うち傾斜修繕加算分 一 円）

7

交付算定額 交付算定額計算表のとおり

8

代理受領に係る
委任事項 本事業に係る補助金の受領に関する権限を別紙施工者に委任します。

交付算定額計算表

9

A 施工者① 工事費内訳証明書

102,000 円

① うち「1. 傾斜修繕」

一円

施工者② 工事費内訳証明書

,000 円

② うち「1. 傾斜修繕」

一円

施工者③ 工事費内訳証明書

,000 円

③ うち「1. 傾斜修繕」

一円

B 交付決定額

100,000 円

うち傾斜修繕加算分

一円

交付算定額の内訳（施工者①） X

100,000 円

施工者①の代理受領額を記入（X≤①）

交付算定額の内訳（施工者②） Y

,000 円

施工者②の代理受領額を記入（Y≤②）

交付算定額の内訳（施工者③） Z

,000 円

施工者③の代理受領額を記入（Z≤③）

C

交付算定額（X+Y+Z）

100,000 円

B≥C であること

1	実績報告書の提出日を記入してください。
2	<p>申請者の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。</p> <p>現住所 <u>避難している方は避難先の住所を記入してください。</u> 交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。</p> <p>氏名 個人申請の場合は、原則、罹災証明書に記載の世帯主としてください（罹災証明書はp27参照）。世帯主でない場合は、同一世帯員であることが確認できる書類（住民票の写しなど）を提出してください。また、共同住宅の共用部分を修繕する場合は、管理組合の理事長を申請者としてください。</p> <p>電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。</p>
3	一部損壊の場合は□は不要です。
4	罹災証明書に記載の「罹災番号」を記入してください（罹災証明書はp27参照）。
5	交付決定通知書に記載の「交付決定番号」を記入してください。
6	交付決定通知書に記載の「交付決定額」を記入してください。
7	<p>交付算定額計算表で計算した「C 交付算定額」を書き写してください。計算方法については、この表の項目9をご確認ください。</p> <p>※交付決定後に工事内容が変更となり、<u>工事費が減額された場合、補助金額は減額となりますが、工事費が増額となった場合でも、補助金額は増額されません。</u></p>
8	<p>補助金を申請者本人に代わって別紙（工事費内訳証明書）に記載の施工者に委任するために委任事項を確認の上、□をつけてください。</p> <p>支払い前手続きを選択した方は、市から工事業者に工事代金を代理で支払います（代理受領）。</p> <p>支払い方法について業者とよく相談するとともに、<u>ご自身で工事代金を支払わないよう注意してください。</u> 施工者が複数ある場合は、施工者数分の工事費内訳証明書が必要です。</p>
9	<p>A 施工者に依頼してもらい用意する工事費内訳証明書に記載の太枠「A：上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額」欄の金額を記入してください。</p> <p>施工者が1者の場合：①のみ記入してください。</p> <p>施工者が複数の場合：工事費内訳証明書の左上に記入する施工者番号に従って、 その番号順に工事費内訳証明書の金額を記入してください。</p> <p>B 交付決定通知書に記載の「交付決定額」を記入してください。</p> <p>C X、Y、Z欄それぞれに、代理受領額を記入ください。</p> <p>施工者が1者の場合：X欄のみ記入し、交付決定額以下になるように交付算定額の欄に記入してください。</p> <p>施工者が複数の場合：それぞれの施工者が代理受領する金額を記入してください。</p> <p>なお、代理受領額の合計が交付決定額以下になるようにし、代理受領額の合計額を交付算定額の欄に記入してください。</p>

【注意】申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、実績報告書に変更内容が確認できる書類の添付が必要になります。（p.5参照）

【支払前：代理受領の場合】

別記様式第6号の2（第3条関係）

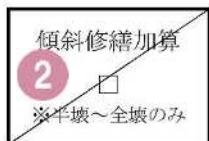
工事費内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

申請者記入欄

施工者 番号	1
-----------	---



3

1

所在地

〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町 602-1

会社名

株式会社ルフル工務店

代表者名

代表取締役 笹 団五郎 (担当者 花野)

電話番号

025-228-1000

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外
経費

- ・家具や家電製品等の動産に係る費用
- ・発災日以前に着手した工事に係る費用
- ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用

工
期

4 令和 6年 1月 2日から
令和 6年 10月 1日まで

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	52,900 円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	50,000 円
9. その他 ()	円
合計(a)	6 102,900 円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	7 102,000 円

補助金を受領する場合は、その受領に関する権限の委任を受けることを承諾します。
また、補助金は下記の口座に振り込んでください。

8

金融機関名

ルフル

銀 行 信用金庫
信用組合 ()

新潟

支店

預金種別

普通 当座

口座番号

1

2

3

4

5

6

7

口座名義（カナ）

カ. ルフルコウムテン

共通	工事を行う施工者が記入する用紙です。施工者の分だけ本用紙を作成してください。
1	施工者の情報を記入してください。
2	一部損壊の場合は□は不要です。
3	申請者が記入する欄です。施工者が複数社いる場合、番号を振り分ける際に使用します。
4	工事着手日と完了日を記入してください。 着手後でも申請は可能ですが、 令和6年1月1日以降に着手したもののが対象 です。
5	修繕工事の金額（ 税抜 ）を、それぞれの工事内容ごとに記載してください。 該当する項目がない場合は、「9. その他」欄に具体的な工事内容を記載してください。 ※対象外となる経費が含まれていないか、よく確認してください。 （手引きp 3参照）
6	⑤の合計額を記入してください。
7	⑥で記載した合計額の千円未満を切り捨てた額を記入してください。
8	補助金を受領する権限を施工者が申請者から委任された場合に承諾する欄です。 振込先口座を記入してください。

**口座番号や名義（カタカナ）、ゆうちょ銀行の場合の支店番号の書き方は
p28 を参照してください。**

【支払後：本人受領の場合】

別記様式第2号（第3条関係）

1 申請日及び報告日 令和6年●月●日

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業
補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市長 中原 八一 様

3 傾斜修繕加算 ※半壊～全壊のみ	（申請者） 2	現住所（建物名、号室） ※避難している人は避難先 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010
4 申請回数 1 回目		ふりがな 新潟 太郎 氏名 ※共同住宅の場合は管理組合の理事長名
		電話番号 ※日中連絡のつく番号 025-226-2880

新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書兼実績報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

5 署名 罹災番号 12345678	世帯主住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 現住所以外 新潟市西区寺尾東xxx-xxx		
世帯主氏名 新潟 一郎	申請者と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と異なる 世帯主氏名（新潟 一郎）		
住家の被害の程度 被災物件種別 専用住宅 併用住宅（店舗、事務所などを併設）	<input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 全壊		
6 住宅の建て方 戸建住宅 多世帯住宅（生活スペースが分離しているもの） 共同住宅 専用部：個人申請 共用部：合算申請（申請戸数 戸）	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 多世帯住宅（生活スペースが分離しているもの） <input type="checkbox"/> 共同住宅 専用部：個人申請 共用部：合算申請（申請戸数 戸）		
7 補助対象要件 に関する確認 本補助事業により修理し住み続ける予定です。 本住宅は賃貸住宅ではありません。 本補助事業の対象経費は、他の補助事業の対象経費とは重複しません。 申請内容は本補助金に係る要綱・要領に定める各条項に適合します。			
確認事項 私の世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。 必要に応じて市が警察に照会する場合は別途必要な書類の提出を行います。	<input checked="" type="checkbox"/>		
8 補助金申請額 うち傾斜修繕加算分 100,000円 一円	交付決定済額 ※1回目 は0円 9 うち傾斜修繕加算分 新潟 支店	0円 一円	施工者数 (1) 社
金融機関名 ルフル	銀行 □信用金庫 □信用組合 □()		
11 預金種別・口座番号 普通 口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
口座名義（カナ） ニイガタ タロウ			

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

所在地 新潟市中央区学校町通一番町602-1	〒951-8550
会社名 株式会社ルフル工務店	
担当者名 花野 古町	電話番号 090-1234-5678

1	申請書兼実績報告書の提出日を記入してください。
2	<p>申請者（補助金の交付決定を受けた者）の現在の住所・氏名・電話番号を記入してください。</p> <p>現住所 <u>避難している方は避難先の住所を記入してください。</u> 交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。</p> <p>氏名 個人申請の場合は、原則、罹災証明書に記載の世帯主としてください（罹災証明書はp27 参照）。世帯主でない場合は、同一世帯員であることが確認できる書類（住民票の写しなど）を提出してください。また、共同住宅の共用部分を修繕する場合は、管理組合の理事長を申請者としてください。</p> <p>電話番号 日中連絡のつく番号を記入してください。</p>
3	一部損壊の場合は□ は不要です。
4	一部損壊の場合は1回目と記入してください。
5	<p>本冊子p27 を参考に、罹災証明書に記載の事項を転記してください。</p> <p>※事業専用部分（店舗、事務所）に係る工事は補助対象外です。</p>
6	<p>修繕を行う住宅の建て方を記入してください。</p> <p>共同住宅に□ の場合は、個人申請（専用部修繕のみ）または合算申請（共用部修繕のみ）のいずれかに□ をして、合算申請の場合は申請戸数合計も記入してください。</p>
7	補助要件及び確認事項を確認の上、□ をつけてください。
8	次頁の内訳証明書に記載の「補助金額」について総額と傾斜修繕加算分の両方を書き写してください。
9	一部損壊の場合：〇円 と記入してください。
10	対象とする施工者の数を記載してください。複数者の場合は、内訳証明書が施工者数分必要です。
11	<p>申請者本人の振込先を記入してください。市から施工者に工事代金を代理で支払うことはできません。 支払い方法について施工者とよく相談してください。</p> <p>申請者本人以外（同居の家族等）に振込みを希望される場合は別途ご相談ください。</p>
12	<p>手続きを代行者に委任する場合は記入してください。</p> <p>※不備があった場合すみやかに対応いただきたくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。 一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。</p>

口座番号や名義（カタカナ）、ゆうちょ銀行の場合の支店番号の書き方はp28を参照してください。

【支払後：本人受領の場合】

別記様式第2号の2（第3条関係）

工事費内訳証明書

(宛先) 新潟市長

(対象工事の施工者)

1

傾斜修繕加算
□
※半壊～全壊のみ

2

所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602-1
会社名	㈱ルフル工務店
代表者名	代表取締役 笹 団五郎 (担当者 花野)
電話番号	025-228-1000

本申請に係る工事の内容及び工事費（税抜）の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

補助対象外 経費	・家具や家電製品等の動産に係る費用 ・発災日以前に着手した工事に係る費用 ・被災者住宅応急修理制度で計上した費用	工 期	3 令和 6年 1月 2日から 令和 6年 10月 1日まで
-------------	--	--------	-----------------------------------

工事内容	金額（税抜）
1. 傾斜修繕	円
2. 屋根修繕	52,900 円
3. 外壁修繕	円
4. 開口部修繕	円
5. 基礎修繕	円
6. 内装、造付家具修繕	円
7. 電気、ガス、上下水道、水回り等の設備修繕	円
8. 敷地の舗装、車庫、物置等修繕、撤去等	50,000 円
9. その他 ()	円
合計(a)	5 102,900 円
A : 上記合計額(a)の千円未満を切り捨てた額	6 102,000 円

受付窓口記入欄

B 上 限 額	<input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊 10万円 <input type="checkbox"/> 準半壊 30万円 <input type="checkbox"/> 半壊 50万円 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 50万円 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 100万円 <input type="checkbox"/> 全壊 100万円 ※半壊～全壊のみ	→ B 10万円 [傾斜修繕加算 b1 万円 補助金の上限額 b2 10万円] ▼共同住宅の共用部（合算申請）の場合は、 傾斜修繕加算：「50万円×戸数」 補助金の上限額：「補助金の上限額×戸数」
	+□傾斜修繕 加算 50万円	
C 交付決定済額	C 0円	D 申請可能残額 D 100,000円 ← (B-C)
C うち傾斜修繕加算分 c1 0円	D 傾斜修繕加算残額 d1 0円 ← (b1-c1)	
C - c1 = c2 0円	d2 100,000円 ← (b2-c2)	
※（申請1回目は0円）		
E 全施工者の A の合算	E 102,000円	
E うち「1.傾斜修繕」の額 e1 ー 円 ← 千円未満を切り捨て		
E うち 傾斜修繕以外の額 e2 102,000円 (=E-e1)		
F 補助金申請額 F 100,000円		((e2とd2のいずれか小さい額)+f)
F うち傾斜修繕加算分 f ー 円		(d1とe1のいずれか小さい額)

共通	工事を行う施工者が記入する用紙です。施工者の分だけ本用紙を作成してください。
1	施工者の情報を記入してください。
2	一部損壊の場合は□は不要です。
3	工事着手日と完了日を記載してください。 着手後でも申請は可能ですが、 令和6年1月1日以降に着手したものが対象 です。 ※工事前の場合は予定工期を記載してください。
4	修繕工事の金額（ 税抜 ）を、それぞれの工事内容ごとに記載してください。 該当する項目がない場合は、「9. その他」欄に具体的な工事内容を記載してください。 ※対象外となる経費が含まれていないか、よく確認してください。 （手引きp3参照）
5	④の合計額を記載してください。
6	⑤で記載した合計額の千円未満を切り捨てた額を記載してください。
7	窓口で記入する欄です。施工者の方は記入不要です。

5

收入
印紙



領收書

1

●●年●●月●●日

2

新潟 太郎 様

3

¥ 220,000 (税抜金額 200,000)

A

但し、新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業補助金に係る工事代として上記金額正に領収いたしました。

新潟県新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話／025-228-1000

(株) ルフル工務店

請求書

1

●●年●●月●●日

2 新潟 太郎 様

3

新潟県新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話／025-228-1000

(株) ルフル工務店

下記の通り請求いたします。

4

請求額 ￥ 220,000 (税抜金額 200,000)

5

内訳

小計
消費税（10%）
合計

領収書の参考例

工事代金を支払い後の方

本事業に係る工事の履行、発注者（申請者）と受注者（施工者）との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。

※領収書の代替書類として振込明細書等は認められません。（当該対象工事に係る支払いであるか確認できないため）

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

1	年月日 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。
2	宛名 発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。
3	金額 「工事費内訳証明書」の補助対象経費に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること ※補助金申請時から変更が生じた場合は、「変更後の工事見積書の内訳証明書」の合計金額との整合が確認できるものとしてください。 ※消費税額が確認できるものとしてください。（例：税込み価格であることの表示、消費税額の表示など）
4	但し書き 当該対象工事に係る金額を含む支払いであることが確認できること
5	収入印紙 「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」以外は収入印紙が必要です。
6	発行者 工事費内訳証明書に記載の施工者と同一であること。

請求書の参考例

工事代金を支払い前の方

請求書は以下の内容が確認できるものとしてください。

1	年月日 請求書の発行日（工事代金の請求日）が確認できること。
2	宛名 発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。
3	発行者 工事費内訳証明書に記載の施工者と同一であること。
4	金額 補助金申請時に提出いただいた「工事見積書の内訳証明書」の補助対象経費に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること ※補助金申請時から変更が生じた場合は、「変更後の工事見積書の内訳証明書」の合計金額との整合が確認できるものとしてください。 ※消費税額が確認できるものとしてください。（例：税込み価格であることの表示、消費税額の表示など）
5	内訳 当該対象工事に係る金額を含む請求であることが確認できること

工事前写真（申請時+実績報告時）撮影時の注意点

必須

- 修繕工事の対象箇所を確認するためのものです。
- 内訳証明書に記載した対象工事箇所全ての「工事前写真」が必要です。
- 被害の状況が分かるものとしてください。地中埋設の配管や床下等の隠蔽された部分を修理する場合は、工事着手後に追加写真として撮影しておいてください。
- 間取りの大幅な変更を行うなど、全面的な改修を行う場合は、改修前の居室を全室撮影してください。
- 工事前写真がない部分は、追加資料を提出していただきます。取り忘れにはご注意ください。
- 工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。
- 家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。

工事前写真がない場合の措置

該当者のみ

工事前写真が用意できない場合は、以下の様式を参考に追加資料を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施工前写真代替資料

新潟市長 様

施工業者名	〇〇工務店
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇
電話	*****-****
メール	*****@*****.co.jp

災害名	令和6年能登半島地震
自治体名	新潟県〇〇市・町
修理物件	〇〇 〇〇邸（住所： ）
被害区分	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 華半壊
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日
修理金額	円（自己負担分） 円

（被災者氏名）邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸平面（1階）
※損傷箇所が判るようにすること



○修理箇所（応急修理として申請する箇所）	
LDK (16帖相当)	（破損状況説明） 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落、フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生交換する必要がある。
（被損材料）	（交換材料）
<ul style="list-style-type: none"> 根太：〇〇箇所が腐食 断熱材（床）：吸水により脱落 床下地材：腐食により交換 フローリング材：反りにより交換 壁板：腐食・カビにより交換 断熱材（壁）：吸水による脱落 巾木：カビの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 根太：ヒノキ材で交換 断熱材（床）：グラスウールに交換 床下地材：木下地〇mmで敷込 フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 壁板：ヒノキ材で補修 断熱材（壁）：グラスウールに交換 巾木：ヒノキ材に交換
玄関 (収納は対象外)	（破損状況説明） 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換
（被損材料）	（交換材料）
玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 (メーカー、品番)	玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーティング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 (メーカー、品番)

工事後写真（実績報告時）撮影時の注意点

必須

- 修繕工事が申請のとおり実施されたことを確認するためのものです。
- 内訳証明書に記載した対象工事箇所全ての「工事後写真」が必要です。
- 被害を受けた箇所の修繕が完了した状況が分かるものとしてください。
- 工事前写真と同じアングルで撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。
- 間取りの大幅な変更を行うなど、全面的な改修を行う場合は、改修後の居室を全室撮影してください。
- 工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。
- 家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることはできません。

追加写真（実績報告時）の例

該当者のみ

工事内容によって「工事前写真」「工事後写真」の他に、施工を確認するための写真を追加で求めることができます。

《追加写真の一例》

工事内容		写真例
塗装工事	同じような色で塗り替えたことで、施工したことが分かりづらい場合	塗装中の写真 (施工者や塗料が一緒に写っているものなど)
壁クロス張替工事	同じような色のクロスに張り替えたことで、施工したことが分かりづらい場合	施工中の写真 (施工者や材料が一緒に写っているものなど)
床下の地盤改良工事	床材をはがさないと被害の状況や完了した状況が分かりづらい場合	仕上げ材で隠蔽する前の写真
地中に埋設された配管の修繕工事	地中に埋まっているため被害の状況や完了した状況が分かりづらい場合	掘り起こした状態の写真
傾斜修繕工事	床や家全体が傾いていることが分かりづらい場合	<ul style="list-style-type: none">水平器や下げ振りをあて、傾きが分かる写真工事後も同様に水平器や下げ振りをあて、傾きが直ったことが分かる写真



◀家の傾斜を測定している写真の例

コピーしたものを提出してください。

「居住者」と書いてあること

罹災番号

罹災証明書(居住者)

● ●

令和●年●月●日

世帯主住所

新潟市●●区●●●●

世帯主氏名

新潟 太郎

世帯主住所

被災者区分：物件居住者

世帯主氏名

追加記載事項①

罹災原因が能登半島地震であること

罹災原因

令和6年1月1日の能登半島地震による

罹災住家※の所在地

新潟市●●区●●●●

被害の程度

住家※の被害の程度

大規模半壊

追加記載事項②

被災物件種別：専用住宅

被災物件種別

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用している活用支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住宅）

被災者生

追加記載事項③

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和●年●月●日

新潟市長 中原 八一

新潟市
長印

市長印が押してあること。

○ゆうちょ銀行の場合の店名及び口座番号

記号 [11230] 番号 [1234567] 1 ←とる
 ↘ 128 ←つける
 店名 一二八 支店 番号 [1234567]

【店名】

- ・2~3桁目の数字の最後に「8」をつける
- ・漢数字に直す

【口座番号】

- ・最後の「1」をとる

○口座名義（カナ）の書き方

1. 個人の場合

新潟 太郎 ⇒ ニイガタ タロウ

2. 法人の場合

株式会社るふる商店 新潟支店 ⇒ カフ シキガ イシヤ ルフルショウテン ニイガタシテン

株式会社るふる商店 ⇒ カ. ルフルショウテン るふる商店株式会社 ⇒ ルフルショウテン. カ

株式会社るふる商店 新潟営業所 ⇒ カ. ルフルショウテン ニイガタ. エイ

るふる商店株式会社 新潟出張所 ⇒ ルフルショウテン. カ ニイガタ. シユツ

◎法人名については、略称を使用することができます。

◎法人略語および営業所略語を使用する場合は、ピリオド「.」を付して使用します。

◎法人略語と営業所略語は組合せて併用することができます。

略語の例

用語	法人略語	用語	営業所略語
株式会社	カ	営業所	エイ
有限会社	ユ	出張所	シユツ
合名会社	メ		
合資会社	シ		
合同会社	ド		